

せいきょう診療所訪問リハビリテーション

重要事項説明書

1 事業者の概要

- | | |
|------------|---|
| (1) 事業者の名称 | 東京西部保健生活協同組合 |
| (2) 所在地 | 東京都杉並区和田 2-22-2 |
| (3) 電話番号 | 03-3381-0877 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 吉岡 尚志 |
| (5) 開設事業所 | せいきょう診療所・和田堀診療所・上井草診療所
すぎなみ中央訪問看護ステーション・上井草虹のヘルパーステーション
東京西部保健生活協同組合指定居宅介護支援事業所
上井草診療所指定居宅介護支援事業所
上井草診療所デイケア
上井草診療所訪問リハビリテーション |

2 ご利用事業所の概要

- | | |
|------------|---------------------------------|
| (1) 事業所の概要 | |
| 事業所名 | せいきょう診療所訪問リハビリテーション |
| 所在地 | 東京都杉並区松ノ木 3-28-3 |
| 連絡先 | 03-3313-7365 |
| 管理者名 | 湯浅 潤子 |
| サービス種類 | 指定訪問リハビリテーション、指定介護予防訪問リハビリテーション |
| 介護保険指定番号 | 1311529791号 |
| サービス提供地域 | 杉並区、中野区 (提供地域以外の方はご相談ください。) |
| (2) 営業時間 | |
| 平日 | 8:50~17:20 |
| 土曜日 | 8:50~13:00 |
| 定休日 | 日曜・祝祭日・年末年始(12/30~1/4) |
| (3) 職員体制 | |
| | 常勤 非常勤 計 |
| 管理者 | 1 1名 |
| 理学療法士 | 2 2名 |
| 作業療法士 | 1 1名 |
| 言語聴覚士 | 0名 |

3 当事業所の連絡窓口(相談・苦情など)

サービスに対する苦情や相談がある場合は下記窓口まで申し立て下さい。迅速、適切に対処しサービスの向上・改善に努めます。尚、苦情申し立てを行った場合、これを理由としたいかなる不利益な扱いもいたしません。

- | | |
|-------------|------------------------------------|
| (1) 当事業所窓口 | せいきょう診療所 03-3313-7365 担当 吉田 友美 |
| (2) 公的団体の窓口 | 国民健康保険団体連合会 介護相談窓口担当係 03-6238-0177 |
| (3) その他 | 杉並区区役所 保健福祉部介護保険課 03-3312-2111 |

4 事故発生時の対応方法

サービスの提供にあたって、事故が発生し、利用者又は利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに対応・損害賠償いたします。また杉並区への報告義務があるとみなされる事故に関しては速やかにその旨を報告すると共に事故の分析・検討を行い、再発防止に努めます。

5 緊急時の対応

当事業者におけるサービスの提供中に、ご利用者様に容体の変化などがあった場合は、主治医又は事業所の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。また、緊急連絡先に連絡いたします。

6 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- (2) 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

7 感染症や災害への対応について

事業者は、感染症や災害に備え、従業者に対する研修会や訓練を実施し、必要なマニュアルを整備します。

8 サービス提供記録の開示について

事業者は、利用者から求めがあった場合、法人で定められた手順に従いサービス提供記録の開示をいたします。

9 利用料金

(1) 介護保険適応の場合の基本料金

項目	単位
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問リハビリテーション	308単位
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による介護予防訪問リハビリテーション	298単位

※ 事業所の医師が診療を行っていない場合は、基本単位より50単位を減算します。ただし、他医療機関の主治医が適切な研修の終了等をしていること等厚生労働大臣が定める基準に適合している場合に限りです。

※ 介護予防訪問リハビリテーションでは利用開始月から12月超の利用の場合、1回につき5単位が減算されます。

介護保険適応の場合の加算額

項目	単位	内容
サービス提供体制強化加算	I	6単位 1回当たり
	II	3単位 1回当たり
リハビリテーションマネジメント加算	(A)イ	180単位 1月当たり
	(A)ロ	213単位
	(B)イ	450単位
	(B)ロ	483単位
短期集中リハビリテーション加算	200単位	1日当たり
移行支援加算	17単位	1日当たり
事業所評価加算（介護予防のみ）	120単位	1月当たり

杉並区の場合、上記該当単位数に11.10をかけた金額の1～3割が自己負担となります。利用限度額超過分に関しては保険適応外となり、10割自己負担となります。

※ サービス提供体制強化加算は、当事業者は厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出し、利用者に対して訪問リハビリテーションを行った場合に算定します。

- ※ リハビリテーションマネジメント加算は、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同で計画の作成からサービス提供とその評価を行うことなどにより、継続的に訪問リハビリテーションの質を管理した場合に、算定します。
当事業所における訪問リハビリテーション計画等の内容に関するデータを厚生労働省に提出するとき、(A)ロまたは(B)ロを算定します。
- ※ 短期集中リハビリテーション加算は利用者に対して、退院・退所又は認定日から3月以内の期間に集中的(週に2回以上、1回当たり20分以上)に訪問リハビリテーションを行うことが身体等の機能回復に効果的であると認められる場合に加算します。
- ※ 移行支援加算はリハビリテーションを行い通所介護等に移行させた者が一定の割合を占めた場合、算定します。
- ※ 事業所評価加算は、一定期間においてリハビリテーションマネジメント加算による介護予防訪問リハビリテーションの実施により要支援状態の区分を改善もしくは維持した利用者の人数によって算定されます。

(2) 医療保険適応の場合の基本料金

項目	点数
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問リハビリテーション	300点

医療保険では1点10円が診療報酬として計算され、そのうち1～3割が自己負担分となります。

- ※ 主治の医師(介護老人保健施設の医師を除く)から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問リハビリテーションを行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に限って、介護保険による訪問リハビリテーション費は算定せず、医療保険による提供となります。

(3) 利用料金などのお支払い方法

預金口座振替により利用料金をお支払いいただきます。手数料は当事業所負担にて、指定口座の種類により利用月の翌月26日または27日に振替となります。

(4) その他の費用

利用者の住まいにおいて、サービスを提供するために使用する、水道・ガス・電気・電話などの費用は、利用者の負担となります。

8 サービス提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、医師の診療に基づき、利用者又は家族に説明し、同意を得た上で、訪問リハビリテーション計画を作成します。作成した計画は利用者へ交付します。計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告します。
- (4) サービス提供を行う職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

10 秘密の保持と個人情報の保護について

- (1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について
 - ① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵

守し、適切な取扱いに努めるものとします。

- ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

(2) 個人情報の保護について

- ① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。

11 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-----------------------------

上記内容について、「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」（平成二十四年東京都条例第百十一号）及び「東京都指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例」（平成二十四年東京都条例第百十二号）に基づき、利用者説明を行いました。

当事業者は、訪問リハビリテーションサービスの提供開始にあたり、利用者及びその家族に対して重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項を説明しました。

事業者	住所	東京都杉並区松ノ木3-23-8
	事業所名	せいきょう診療所訪問リハビリテーション
	事業所番号	1311529791
	代表者	湯浅 潤子 印
説明者		_____ 印

私は、訪問リハビリテーション利用契約の締結にあたり、重要事項の説明を受け了解しました。

利用者	_____ 印
代理人	_____ 印

続柄：

署名代行理由： 本人の理解が困難な為 ・ 筆記が出来ない為